

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示
  - 航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域を指定する件を廃止する件 六
  - 航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域を指定する件 六
  - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 六
  - 新たな土地改良事業を行うことを適当と決定した件 九
  - 土地収用法により事業の認定をした件 九
  - 道路の区域を変更する件二件 一〇〇
  - 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件二件 一〇〇
- 公 告
  - 争議行為を行う旨通知があった件 一〇二
  - 福島県選挙管理委員会 一〇二
  - 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 一〇三

## 告 示

**福島県告示第百六十二号**  
 航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域を指定する件（平成十七年福島県告示第四百六十九号）は、平成二十五年三月三十一日限り廃止する。  
 平成二十五年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄平  
 （水・大気環境課）

福島県告示第百六十三号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準について（昭和四十八年環境庁告示第百五十四号）第一の一に規定する地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成二十五年四月一日から施行する。  
 平成二十五年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

地域の類型	当てはめる地域
Ⅱ	須賀川市・石川町及び玉川村のうち別図の実線で囲まれた区域（福島空港の敷地、福島空港公園の区域及び河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項に規定する河川区域を除く。）

〔別図〕は、省略し、福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課、福島県中地方振興局、須賀川市役所、石川町役場及び玉川村役場に備え置いて縦覧に供する。  
 （水・大気環境課）

### 福島県告示第百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年三月十二日から同年七月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十五年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 福島駅西口ショッピングセンター 福島県福島市公事田六番七ほか五十筆
- 二 変更した事項  
 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
 （変更前）東日本旅客鉄道株式会社  
 代表取締役 新井 良亮  
 （変更後）東日本旅客鉄道株式会社  
 代表取締役 富田 哲郎
- 三 変更した年月日  
 平成二十四年六月二十二日
- 四 届出年月日  
 平成二十五年二月二十八日
- 五 届出をした者  
 東日本旅客鉄道株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、猪苗代町土地改良区が猪苗代地区維持管理事業に係る新たな土地改良事業を行うことについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十五年三月十三日から  
同 年四月一日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所  
猪苗代町役場

（農村計画課）

福島県告示第百六十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 起業者の名称  
郡山市
- 二 事業の種類  
（仮称）富久山スポーツ広場整備事業並びにこれに伴う農業用道路・水路付替工事及び附帯工事
- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地  
1 収用の部分 福島県郡山市富久山町福原字古館地内  
2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由  
申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。  
1 法第二十条第一号の要件への適合性  
（仮称）富久山スポーツ広場整備事業並びにこれに伴う農業用道路・水路付替工事及び附帯工事（以下「本件事業」という。）のうち、（仮称）富久山スポーツ広場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。  
また、本件事業の施行に伴い生じた農業用道路・水路付替工事（以下「関連事業」

という。）は、法第三条第五号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路、用水路に該当し、附帯工事は法第三条第三十五号に該当する。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は平成二十年度に策定された郡山市第五次総合計画に基づいて本件事業を行うこととしており、今年度、事業施行に必要な予算措置を講じているため、事業遂行の意思と能力があるものと認められる。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

（一）得られる公共の利益

最近の市民生活におけるライフスタイルの多様化と生活水準の向上、余暇時間の増大等によりスポーツレクリエーション活動の機会が増大し、市民のライフスタイルの中に余暇活動、健康増進の手段として着実に意識化されてきている。

起業者は、平成二十年度に策定された「郡山市第五次総合計画」の大綱「ともに学びともに育み、未来を拓くまち」に基づく「スポーツを楽しむ新たな自分にチャレンジできるまち」を基本施策として、市民のスポーツ活動に対する関心に応えるため、生涯スポーツの推進、競技力・体力の向上、多様なスポーツに対応できる施設の整備等の施策を展開を図っている。

起業地が存する富久山地域は、郡山市中心部に位置し、同市の中でも大規模な集落を形成する地域であるが、スポーツ広場等の施設がなく、現状は、近隣小学校の校庭や体育館の使用で対応している。

しかし、近年は学校行事等により利用の制限が多くなっており、地域住民がスポーツをするためには、隣接する日和田町に存する日和田スポーツ広場及び開成山陸上競技場等を利用せざるを得ず、距離的な面からも高齢者等の利用には不十分な状況となっている。

本件事業は、スポーツ広場の地域分散化を図ることにより、地域住民によりスポーツを楽しんでもらい健康増進や地域交流の場を提供するものであり、ソフトボール場二面、サッカー場一面又は三百メートルトラックを確保することのできる多目的広場、駐車場、東屋等を整備するものである。

本件事業の施行により、将来にわたり地域住民に利便性を提供できることはもとより、地域住民の健康増進と健康で活力に満ちた地域の街づくりに寄与するものであり、気楽に身近で利用できることにより福祉の向上にも繋がるものである。したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

（二）失われる利益

起業者が、埋蔵文化財への影響については、郡山市教育委員会に確認したところ、起業地は埋蔵文化財包蔵地「大鏡縮跡」の範囲に含まれているが、工作物の設置に伴い掘削が発生する場合には埋蔵文化財の保存について協議を行い、保護層を確保することにより本発掘調査を要せずに工作物の設置も可能であるとの意見を

得ている。

また、希少野生生物の生息及び生育の状況について、福島県自然保護課に照会したところ、「オオヨシキリ」等五種類の希少野生生物が確認されているとの情報提供があったため、河川への土砂の流入や水質汚濁等に配慮しながら工事を行うこととしている。

なお、起業地は、福島県自然環境保全条例（昭和四十七年福島県条例第五十五号）に定める自然環境保全地域及び緑地環境保全地域には指定されていない。

（三）事業計画の合理性

起業者は、起業地の選定に当たって、市内三箇所を候補地とした上で比較検討を行っているが、社会的、経済的及び技術的見地から総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的であると認められる。

また、関連事業及び附帯工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

4

（一）事業を早期に施行する必要性

起業地が存する富久山地域には、スポーツ広場等の施設がなく、地域住民は小中学校の校庭や体育館を利用しているが、学校行事と重複することが多く、利用が限定せざるを得ない状況であり、地域住民からスポーツ広場の設置要望が出されているところである。

また、本件事業は郡山市第五次総合計画に基づき行うものであり、事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

（二）起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、本起業地は全て本件事業の用に恒久的に供されるものであるため、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5

結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

起業地を表示する図面の長期縦覧の場所  
郡山市役所財務部管財課

（土木総務課用地室）

福島県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室、道路

計画課及び福島県南建設事務所で平成二十五年三月十二日から二週間一般の縦覧に供  
する。

平成二十五年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
一般国道 一一八号	東白川郡矢祭町大字東 館字山野井四八番一 地 先から	変更前	八・〇	四〇・二
	同 郡同 町大字東 館字山野井三二番二地 先まで	変更後	八・〇	四〇・二

（道路計画課）

福島県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道につい  
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室、道路計画  
課及び福島県津若松建設事務所で平成二十五年三月十二日から二週間一般の縦覧に供  
する。

平成二十五年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
県道喜多 方会津坂 下線	河沼郡会津坂下町字古 町川尻四五三番二地先 から	変更前	八・三	三三三・〇
	同 郡同 町字光 明寺東甲三九四八番一 地先まで	変更後	八・三	三三三・〇

（道路計画課）

福島県告示第百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事  
業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。